

医療費控除の 対象となる漢方薬は

医療費控除の対象となる薬品は、一定のルールに基づいて選定されることになります。今回はその基本的な考え方を国税不服審判所での判断も加味して整理してみたいと思います。

1 医薬品の考え

大前提として、薬事法で規定する医薬品でなければいけません。従って、健康食品に該当するものは、対象とはなりません。

2 治療薬の考え

医薬品であっても、疾病の治療薬でなければなりません。強精薬のようなものは特定の疾病に効果が認められるものではありませんので認められません。

裁判事例では、ヨクイニントウは、医薬品に該当し、疾病の治療薬であると判断しましたが、プリズマホルモン錠は、特定の症状にのみ効果が

がある医薬品、タフネスゴールドは、健康食品であると判断されています。

3 医師の判断

医師の処方によるものは、医療費控除の対象となります。従って、通常医師が指示した漢方薬でない限り医療費控除の対象にならないとの一般的な見解があります。

しかし、独自に購入したもので、上記1、2の条件を満たすものは、医療費控除の対象となります。

裁決事例でも医薬品の購入にあたって、医師による証明は必ずしも必要とはされていないと判断しています。

4 まとめ

実務では、薬局で購入したカゼ薬は、対象となる医療費として認められているのが、通例ですが、デリケートな事例も多いので、国税庁のホームページのタックスアンサー等で、個別具体事例について、比較検討することも判断の目安となりますのでご確認ください。

ナマの税務相談室

Q 先生、私はまだ若く相続税の心配はないし、私の財産、負債、身の回りの有価証券、預貯金等は同族会社関係に先生や先

生の友人、後輩に誠実な税務関係者が存在して安心なのですが、先生ご存知の他県にまたがる広大な立木山林関係の管理が心配な年頃となりました。アドバイスをいただきたいのですが。

A 社長、あなたが所有する森林立木は業界不況の折、売却処分など控えておられるとお聞きしており、結構に存じます。以下アドバイスなど。

- ① 社長の所有する山林は相続税では純山林で評価されます。
- ② 純山林の評価は地域別に基準数値が毎年国税庁で発表されていますので、予め承知しておいてください。
- ③ 立木には損害保険が付されていますか。保険証券は社長以外の信頼される人物にも 度

超大口の 山林所有者

閲覧させて下さい。

- ④ 保険は万一の際に安全弁となります。また、山番の方も複数の人物に紹介して下さい。
- ⑤ 立木の評価は地利級、地味級、立木度を連乗して総合評価を求めます。社長の山林立木の総合等級は多分中（基準）でしょう。
- ⑥ 山林素地には固定資産税の評価額が毎年関係市町村から通知があります。保安林の非課税通知と併せて大切な資料です。
- ⑦ 相続に際し、85%減額特例がありますが、この特例は社長のように過去の相続により取得された方のみの特例とご承知おき下さい。
- ⑧ 所有山林の中の保安林は、毎年、非課税、減額の規定が公表されます。所轄署で確認を。
- ⑨ 立木の延納特例があります。万一に備え、延納の利子税の特例を承知しておいて下さい。

Q アドバイス有難うございます。早速関係者を集めた会合を考えましょう。

ナマの税務相談室